

○議長（吉田敏郎）

日程第2 認定第2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（高橋靖恵）

認定第2号 決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度開成町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。

令和元年9月3日提出、開成町長、府川裕一。

では、決算書の133ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算総額。歳入、歳入予算現額18億3千649万6千円、歳入決算額17億5千872万6千901円。歳出、歳出予算現額18億3千649万6千円、歳出決算額17億1千313万1千494円。歳入歳出差引額4千559万5千407円、うち基金繰入額0円。

令和元年9月3日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。

歳入でございます。1款の国民健康保険税から9款諸収入まで。

続いて136ページをお開きください。

歳出になります。1款の総務費から8款予備費までで、右下の歳入歳出差引残額は4千559万5千407円でございます。

では、詳細を説明させていただきます。決算書の附属資料の296ページ、297ページを御覧ください。まず、296ページです。

まず、はじめに、平成30年4月の国民健康保険制度改革により財政運営が町から県に変更になり、町の予算科目が廃止となることや平成29年度の比較に大きな差額が出るなど影響が出ております。

では、歳入でございます。平成30年度の歳入決算額合計は17億5千872万7千円でございます。29年度が20億2千120万2千円でございますので、2億6千247万5千円、13%の減でございます。

1の国民健康保険税は3億3千733万9千円で、前年度より2千49万3千円、5.7%の減です。これは、被保険者数、世帯数の減少によるものと考えられます。現年分の調定も、前年度対比5.5%の減となっております。被保険者数を申しあげますと、平成30年度末は3千227人、前年度末が3千404人ですので、177人5.2%の減となっております。

続きまして、構成比が一番多いのは5の県支出金で11億2千389万4千円、構成比は63.9%を占めております。これは、制度改革により、主に町の保険給付に要する費用の全額を県より交付されることになったためです。また、8の繰越金は、前年度対比42.1%の増となっております。これは、29年度会計の療養給付費等負担金の過年度分の精算や共同事業交付金などの伸びなどが主な要因と考えられま

す。

次の下段の歳出に移ります。30年度の歳出決算額合計は17億1千313万2千円で、前年度比1億1千469万円、6.3%の減となっております。こちら、やはり被保険者数の減少による2の保険給付費の減少が大きな影響と考えられます。また、3の国民健康保険事業費納付金の増加は、県が市町村から納付金として徴収し県単位の財政運営をするもので、国民健康保険給付費等に充てられるものでございます。また、4の共同事業拠出金の減少は、高額療養費共同事業が国保制度改革により廃止になったことの影響となります。

また、30年度末の世帯数と被保険者数は、次のページの299ページの一番下の段、299ページの一番下の参考に記載しておりますが、参考欄の3行目の加入世帯は2千15世帯で、前年度より80世帯の減となっております。次の被保険者数も3千227人で、前年度より177人の減となっております。このように、一般の世帯数も被保険者数も減少しております。全体で見ますと、被保険者数の減少率の影響により、国民健康保険税も5.5%の減少、保険給付費につきましても6%の減となっております。なお、町の人口から見た加入率ですが、30年度末は18.2%でしたが29年度末は19.4%ですので、前年対比1.2%の減となっております。

続きまして、297ページにお戻りください。

一番上の表、保険税の状況でございます。現年課税分は、調定額3億4千199万2千円に対し収入額は3億2千678万9千円、収納率は95.5%になります。29年度は95.61%ですので、0.06%の減となっております。

次の滞納繰越分は、調定額が9千969万9千円に対し収入額は1千55万円で、収納率は10.58%になります。29年度は11.2%ですので、0.62%の減となっております。

合計としましては、調定額4億4千169万1千円、収納額は3億3千733万9千円で収納率76.3%、29年度は76.4%ですので0.03%の減となっております。滞納繰越分の収納率が影響していると考えられます。

続いて、下の段に移ります。1の所得割等、課税総額は記載のとおりでございます。区分の欄に1、所得割から3の世帯別平等割まで記載されていますが、29年度までは区分に資産割がありまして4方式という課税方式でしたが、30年度の国保制度改革により資産割を廃止し、こちらに記載のとおり3方式へ変更いたしました。

構成比を見ますと、応能割分である1の所得割は53.2%になります。29年度より、応能割の率が1.2%低くなっております。応益割分である2の被保険者均等割が34.2%、3の世帯別平等割が12.6%ですので、応益割の率の合計は46.8%になります。前年度より応益割の率が1.2%高くなっております。

続いて、中央の表、医療給付の状況です。療養の給付、療養費、高額療養費、出産育児諸費等について、件数、費用額を記載しております。なお、こちらの金額については費用額であり、歳出側の保険給付費とは一致いたしません。療養の給付の件数は6万1千784件、前年度より2千879件、下がっております。また、費用額も1

2億9千718万8千円と、こちらも前年度より8千157万3千円の減となっております。療養費の件数も1千114件、前年度より178件、下がっております。また、費用額も133万3千円と、こちらも前年度より122万2千円の減となりました。その他の給付では、高額療養費の件数は2千195件と前年度より14件減、費用額は1億3千228万3千円で408万2千円の減となります。

では、続きまして、特別会計の事業別説明書で詳細を説明させていただきたいと思っております。特別会計・企業会計編を御覧ください。2ページ、3ページとなります。なお、経常的なものや少額なものについては省略をさせていただきます。まず、2ページと3ページです。

国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税でございます。一番上の一般被保険者の医療給付費分現年課税分と次の後期高齢者支援金分現年課税分と、その下の介護納付金分現年課税分を合わせた収納率は95.51%で、プラス0.02%でございます。

次は、一般被保険者の医療給付費分滞納繰越分と次の後期高齢者支援金分滞納繰越分と次の介護納付金分滞納繰越分を合わせた収納率は11.1%で、前年度比マイナス1.1%となります。

なお、次の行の退職被保険者の現年課税分と滞納繰越分につきましては、御説明は省略させていただきます。

三つ飛ばしまして、県支出金、県補助金、保険給付費等交付金の普通交付分となります。こちらは、町が保険給付に要した費用が全額交付されるものでございます。

次のページを御覧ください。4ページと5ページになります。

一番上の行の特別交付分です。こちらにつきましては、市町村の保険事業の個別事情に応じて県から交付されるものとなっております。

一つ置きまして、繰入金、他会計繰入金になります。一般会計繰入金のうち保険基盤安定繰入金保険税軽減分は、国民健康保険税の被保険者の保険税負担を軽減するために、保険税軽減の対象となった一般被保険者の数に応じて町に国、県から補填された分を一度、一般会計に収入して、国民健康保険特別会計に繰り出したものでございます。

続きまして、次の保険基盤安定繰入金保険者支援分は、国民健康保険税の被保険者の保険税負担を軽減するため、低所得者を多く抱える市町村に対し支援された分を一般会計に収入し特別会計に繰り出ししているもので、こちらは前年度より93万円ほどの減となっております。

一つ置きまして、出産育児一時金等繰入金です。こちらにつきましては、出産育児一時金の3分の2に当たる額を一般会計から繰り入れております。

財政安定化支援事業繰入金です。こちらにつきましては、所得の少ない被保険者が多い等の理由によりまして国保財政に影響のある市町村について、国保財政の安定化及び保険税負担の平準化のため、一般会計から特別会計に繰り入れるものでございます。

次に、その他一般会計繰入金ですが、原則、法定外繰り入れについては見込みませんが、地方単独事業実施に係る国交付金の調整分については一般会計から繰り入れるということとさせていただきます。

以下、繰入金等は省略させていただきたいと思います。

続いて、8ページを御覧ください。8ページ、9ページは歳出となります。

総務費の一般管理費ですが、国保運営に必要な書籍等の購入、電算共同処理経費、レセプト点検の賃金等を支出しております。

次に、連合会負担金です。神奈川県国民健康保険団体連合会に対する市町村負担金を拠出しております。

次の賦課徴収費につきましては、6月に賦課決定をしている納税通知書の印刷、送付及び収納処理にかかわるものとなっております。

一つ置きまして、保険給付費の療養諸費、一般被保険者療養給付費です。一般被保険者に対する療養の給付を行う経費でございます。被保険者の受診件数は6万1千60件で、29年度より2千30件余りの減となっております。金額にしますと、5千20万円余りの減となっております。

その下の退職分についてですが、退職医療制度につきましては令和2年3月31日に制度が終了となるため、平成29年度末の被保険者数は50人、平成30年度末は15人となっており、保険給付につきましても減額となっておりますので、こちらの説明については省略をさせていただきます。

続いて、一般被保険者療養費支払事業費です。一般被保険者に対し、医療費の償還払いや柔道整復師の療養費用額の療養費の給付を行っております。件数は1千91件で、29年度より160件の減となっております。金額につきましても、97万円ほど減額しております。

二つ置きまして、高額療養費、一般被保険者高額療養費支払事業費となっております。こちらにつきましては、一般被保険者医療費の個人負担分について、月単位で一定の限度額を超えた場合、その超えた分について現金給付をするものです。件数は2千166件、29年度と比べて2件の増で、金額にしますと264万円ほど減額となっております。

五つ飛んでいただいて、出産育児一時金支給事業費です。被保険者が出産した12人に対して、一時金、一人当たり42万円を限度に支払いをしております。29年度につきましては、14人で行いました。

一つ置きまして、葬祭費支給事業費です。被保険者の方が亡くなられた場合に、葬儀を行った方に対して1件7万円、25名分を支給しております。29年度は35名となっております。

次のページ、10ページ、11ページをお開きください。

国民健康保険事業費納付金ですが、県が市町村から納付金として徴収し、特別会計として運営して、国民健康保険給付費等交付金、普通交付分に充てられるものとなっております。

続きまして、一つ置いて、保健事業費、特定健康診査等事業費です。40から70歳の被保険者に対して、特定健康診査、特定保健指導を行う経費でございます。30年度の特定健康診査の受診状況は、人間ドック分も含め969名となっております。受診率につきましては、41.7%となっております。

次に、保険普及費です。医療費適正化事業として、医療費の費用額について年に2回、医療費通知を通知しております。また、170人に対して人間ドックの助成を行いました。さらに、ジェネリック医薬品の推奨通知についても年1回、行っているところでございます。

一つ飛ばしまして、諸支出金について。こちらにつきましては、還付金、国への返納金等、資料の記載のとおりでございますが、下から4行目、財政調整基金積立金として、今年度につきましては9千500万円を積み立ていたしました。この結果、30年度末の基金残高は1億4千371万4千円となっております。

最後に、決算書にお戻りいただきたいと思っております。決算書の158ページ、お開きいただきたいと思っております。

実質収支に関する調書となっております。1、歳入総額17億5千872万7千円、2、歳出総額17億1千313万2千円、3、歳入歳出差引額4千559万5千円、4、翌年度に繰り越すべき財源は0円です。5、実質収支額は4千559万5千円となります。

説明は以上となります。

○議長（吉田敏郎）

認定第2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）の細部説明を終了といたします。